

返金制度に関する規定

株式会社ソビエルは退職時に対する返金制度について下記の内容を定めることとする
求職者（以下甲と言う）と株式会社ソビエル（以下乙と言う）採用を決定した
人材（以下丙という）

1. この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。
 - 1ヶ月未満で退職した場合 70%に相当する額
 - 2ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額
 - 3ヶ月未満で退職した場合 30%に相当する額
- 2 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の返戻は行なわないものとする。

株式会社

